

◆返戻金制度に関する事項

弊社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社または本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- | | |
|------------------------------|-----|
| (1) 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 80% |
| (2) 入社後1ヶ月超3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 50% |

ただし、パートタイム労働者の紹介、もしくは紹介予定派遣の場合、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。